

障害児通所支援等をご利用希望の方へ

セルフプラン作成の手引き

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）や障害福祉サービスを利用する際には、

- ① 障害児支援利用計画案（障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成） または、
- ② セルフプラン（保護者が作成）

を区役所に提出していただく必要があります。

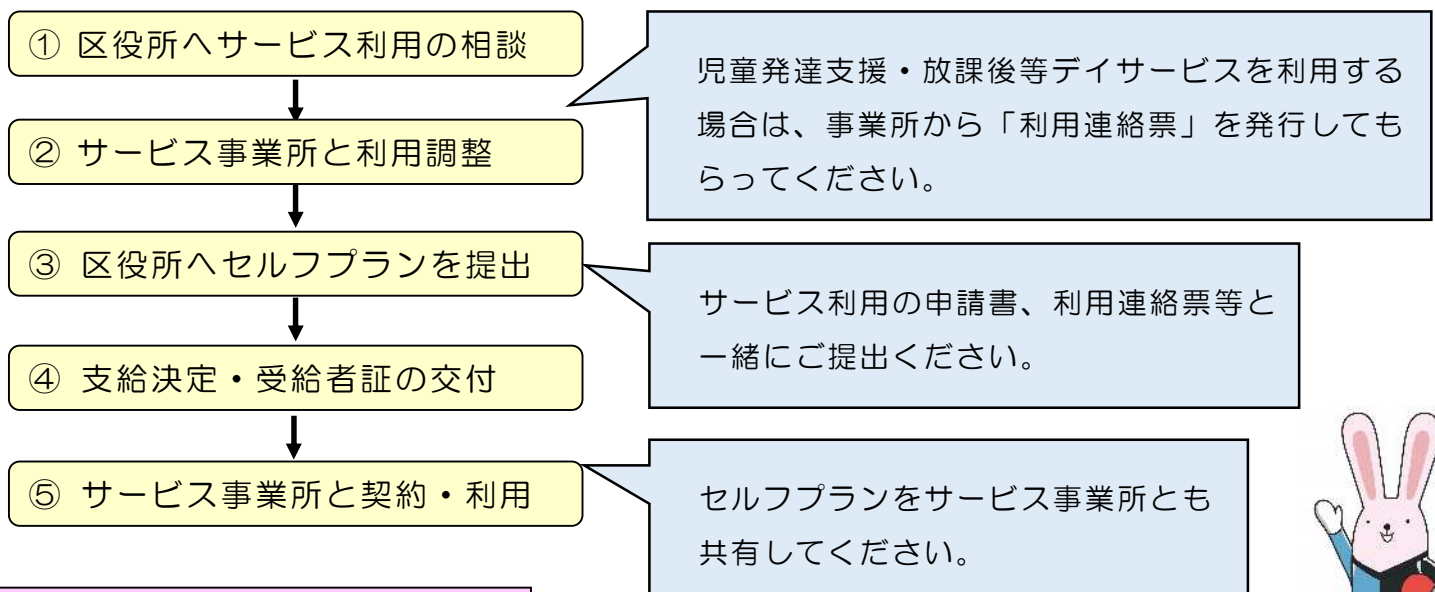
この手引きでは、保護者が作成するセルフプランについて説明します。

セルフプランとは？

○お子様とその保護者が希望する生活を実現するために、生活上の課題や必要なサービスを具体的に記載するプラン（計画書）です。

○セルフプランによりサービスを利用する場合は、保護者が障害児通所支援事業所や障害福祉サービス事業所と利用日（曜日や時間）を調整します。

新規サービス利用の流れ



セルフプラン作成にあたって

○記載例を参考に作成してください。

○サービスの利用条件や量には制度上の基準があります。全てご希望通りになるとは限りません。条件や基準量については、下記窓口までお問い合わせください。

○セルフプランの写しを受給者証とともに保管し、サービス事業所等と共有してください。

※保管用については、事前にご自身でコピーをしていただくようお願いいたします。

○サービスの変更や更新の際にも、改めてセルフプランの作成が必要になります。

問合せ先

区役所 高齢・障害課 障害者支援係
地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当